

令和元年第3回

瑞浪市議会定例会議案

令和元年5月27日

目 次

議第 3 6 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 7 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 3 8 号	瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 3 9 号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 3
議第 4 0 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議第 4 1 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……	1 5
議第 4 2 号	財産の処分について……………	1 6
議第 4 3 号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号）……………	1 8
議第 4 4 号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 0

議第36号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年5月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例
(瑞浪市税条例の一部改正)

第1条 瑞浪市税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第37条の2第3項中「3月15日までに施行規則第5号の5様式」を「、3月15日までに、施行規則第5号の5様式」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定

する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第91条の2第1項第1号中「、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」、当該身体障害者等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は地方自治法」を「若しくは地方自治法」に、「第92条の規定により交付された身体障害者」を「第92条の規定により交付された身体障害者等」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附

則第15条の4の規定により読み替えられた第82条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第82条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」とい

う。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車の

うち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第88条及び第89条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中瑞浪市税条例第37条の2第3項の改正規定及び同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第2項から第4項までの規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中瑞浪市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8項の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例（次項及び第4項において「令和2年新条例」という。）第37条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 3 令和2年新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき瑞浪市税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 令和2年新条例第37条の3の3第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 8 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定は、

令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 37 号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年5月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「27,490円」を「22,910円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「38,180円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「44,280円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお

従前の例による。

議第38号

瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年5月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市下水道条例の一部改正)

第1条 瑞浪市下水道条例(昭和52年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 瑞浪市農業集落排水処理施設条例(平成9年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条」を「第3条」に改める。

第12条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(瑞浪市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 瑞浪市水道事業給水条例(平成9年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項及び第27条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(下水道使用料に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の瑞浪市下水道条例の規定は、この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している場合には、令和元年11月分として徴収する使用料から適用し、同年10月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。
(農業集落排水処理施設使用料に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の瑞浪市農業集落排水処理施設条例第12条第1項の規定は、この条例の施行の日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している場合には、令和元年11月分として徴収する使用料から適用し、同年10月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。
(水道料金に関する経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の瑞浪市水道事業給水条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日前から継続して給水を受けている場合には、令和元年11月分として徴収する料金から適用し、同年10月分までとして徴収する料金については、なお従前の例による。

議第 39 号

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 5 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 58 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「

1, 089 ヘクタール
27, 227 人
13, 220 立方メートル

」 を 「

1, 146 ヘク
24, 5
12, 598 立方メ

」

ター
61 人
ートル

」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第40号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年5月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 1 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 5 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞浪市附属機関設置条例（平成 2 8 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部瑞浪市中学校統合準備委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中学校統合準備委員会委員」を削る。

議第 4 2 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号及び瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 処分しようとする土地

所在地	地目	地積(m ²)
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番 3	宅地	2 5 , 3 4 8 . 4 3
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番 4	宅地	2 , 4 6 5 . 4 4
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番 6	宅地	5 7 4 . 3 9
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番 2 3	宅地	2 2 . 4 9
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 3 番 3 2	宅地	6 2 . 8 7
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 7 8 番 7	宅地	2 2 0 . 1 9
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 4 3 3 番 2	宅地	4 5 4 . 5 8
合 計		2 9 , 1 4 8 . 3 9

2 処分しようとする建物及び従物

所在	種類	構造等	床面積 (m ²)
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番地 3	校舎	鉄筋コンクリート 造 3 階建	3 , 5 3 1 . 5 2
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番地 3	体育館	鉄筋コンクリート 造平家建	1 , 1 5 0 . 1 3
瑞浪市釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番地 3	部室	鉄筋コンクリート 造平家建	3 1 . 6 8

瑞浪市釜戸町字苧宿 3361番地3	便所	鉄筋コンクリート 造平家建	3.75
瑞浪市釜戸町字苧宿 3361番地3	物置	コンクリートブロ ック造平家建	22.98
瑞浪市釜戸町字苧宿 3361番地3	プール 管理棟	鉄骨造平家建	82.37
瑞浪市釜戸町字苧宿 3361番地3	部室	コンクリートブロ ック造平家建	67.34
瑞浪市釜戸町字苧宿 3361番地3	従物	太陽光発電設備、 プール、フェンス 等	

3 売却金額 土地 308,972,888円

建物及び従物 無償

4 売却の相手方 愛知県豊田市本町中根98番地

司企業株式会社

代表取締役 庄司 只功

議第 4 3 号

令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成 3 1 年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 4 3 4, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,017,260	9,517	2,026,777
	1 国庫負担金	1,064,094	7,400	1,071,494
	2 国庫補助金	945,700	2,117	947,817
16 県支出金		1,255,713	6,600	1,262,313
	1 県負担金	525,703	3,700	529,403
	2 県補助金	624,095	2,900	626,995
19 繰入金		469,087	7,883	476,970
	1 基金繰入金	413,216	7,883	421,099
歳入合計		15,410,000	24,000	15,434,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		4,844,176	17,700	4,861,876
	1 社会福祉費	2,701,840	14,800	2,716,640
	2 児童福祉費	1,929,451	2,900	1,932,351
4 衛生費		1,379,424	6,300	1,385,724
	1 保健衛生費	366,016	6,300	372,316
歳出合計		15,410,000	24,000	15,434,000

議第 4 4 号

令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、改元日以降の平成 3 1 年度予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		711,376	△14,800	696,576
	1 介護保険料	711,376	△14,800	696,576
7 繰入金		611,773	14,800	626,573
	1 一般会計 繰入金	593,712	14,800	608,512
歳入合計		3,464,700	0	3,464,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,127,370	0	3,127,370
	1 介護サービス 等諸費	2,901,040	0	2,901,040
歳出合計		3,464,700	0	3,464,700

